

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和6年1月31日(水) 午前9時30分から午前10時15分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席18名、欠席1名)】 出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、 4番恩田正平委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、 8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、 11番福田幸生委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、 14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員、16番川合次夫委員、 17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席委員：5番近藤栄樹委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席17名、欠席1名)】 出席委員：1番柘倉正委員、2番加藤保委員、3番石塚明夫委員、 4番原仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番齋藤嘉一委員、 7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、9番山岸寛幸委員、 11番中村芳仁委員、12番池亀健一委員、13番山本民男委員、 14番利根川保雄委員、15番槁立力委員、16番土澤健一委員、 17番竹内富男委員、18番小川博嗣委員 欠席委員：10番田上浩和委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席35名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局 星野局長、井上次長、伊藤主査、丸田主査、林主査(書記)</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	16番 委員
	17番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.16 1件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.14 1件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.87～No.113 27件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3029～No.3031 3件

議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5037 1件

議 第3号 農用地利用集積計画案について
No.419～No.491 73件

議 第4号 農用地利用集積等促進計画案について
No.10～No.11 2件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程について
・2月29日(木) 9:30～ 定例総会

2 その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、農業委員 5 番近藤栄樹委員、農地利用最適化推進委員 10 番田上浩和委員の 2 名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第 1 = 議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶものあり]</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、16 番川合次夫委員、17 番松澤正善委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第 2 = 報告事項</p>
議長	<p><報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>報告いたします。1 頁をご覧ください。 16 番下早川地区、東塚地内の 4 筆 3,489 m²、上早川地区、角間地内の 1,042 m²の合計 8 筆 4,531 m²について、現況は原野となっております。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>

議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。2頁をご覧ください。</p> <p>14番青海地区、上路地内の3筆3,367㎡について、労力不足のため休耕するものです。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の3ページをご覧ください。</p> <p>87番上早川地区、土塩地内の4筆1,395㎡については、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>88番上早川地区、坪野地内の4筆3,519㎡については、労力不足のため解約し、解約後は保全管理をするものです。</p> <p>89番、90番は、農地中間管理機構との解約で、西海地区、田中地内の2筆1,541㎡について、耕作に不便なため解約し、解約後は保全管理をするものです。</p> <p>91番から93番までは西海地区市野々・水保地内で社会福祉法人が耕作していた田となります。労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>4ページ、94番西海地区、平牛地内の1筆1,506㎡については、労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>95番から100番までは、大野地区で、労力不足のための解約に伴い、地域での農地の利用調整により、集約化のための解約となり、解約後は他の方への貸し付けが決まっているものです。</p>

<p>議長 片山委員 林主査 片山委員 林主査 片山委員 伊藤主査</p>	<p>101 番から 6 ページ 104 番までは、先ほどの大野地区と同様、根知地区において、地域での農地の利用調整による集約化のための解約となります。</p> <p>6 ページ 105 番磯部地区、徳合地内の 2 筆 1,322 m²については、労力不足のため、解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>106 番、能生谷地区、小見地内の 6 筆 1,735 m²については、労力不足のため、解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>107 番、能生谷地区、藤後地内の 3 筆 8,603 m²については、労力不足のため、解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>7 ページ 108 番、109 番は、農地中間管理機構との解約で、溝尾地内の 2 筆 4,261 m²について、貸付人の意向により解約し、解約後は別の方に所有権の移転を行う予定です。</p> <p>110 番、111 番能生谷地区、須川地内の 7 筆と 5 筆合計 2,115.68 m²については、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>112 番、能生谷地区、柱道地内の 1 筆 341 m²については、労力不足のため、解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>8 ページ 113 番、青海地区、上路地内の 3 筆 3,367 m²については、労力不足のため、解約し、解約後は休耕するものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>87 番については、貸付人が糸魚川市となっているが、市が地主ということか。</p> <p>市が地主となっている農地があり、耕作してくれる方に貸し付けていたものです。</p> <p>89 番、90 番については、中間管理機構との解約ということだが、10 年の貸し借りの途中で解約するののか。</p> <p>耕作条件がよくないとのことと解約し、解約後は貸付人と借受人両方で保全管理を行うと聞いております。</p> <p>これからはそういった方が増えてくるかと思えます。10 年間頑張ろうと思ったけど途中でできなくなった場合などは、休耕ではなく、制度的に地域の中で法的に保全管理の義務を求めるものがあるのか。</p> <p>片山委員のおっしゃられる通り、全てが今後考えられます。制度的</p>
---------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>に例えば直払いで守っていかなければならないということで、保全管理をする場合もありますし、地主さんから元々借りていた場合、地縁の方もおられますので作付けはしないが、草刈ぐらいはやりますという形もあります。農地の保全の形としては、片山委員の言われるようなことが想定されます。</p>
片山委員	<p>中間管理事業的には、途中で解約ということもやむを得ない場合もあるのか。</p>
伊藤主査	<p>あくまでも地主さんと耕作者の双方の同意が、あれば解除できるということになっております。</p>
議長	<p>以上です。 他にご意見ご質問ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
議長	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について3件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものがあります。推進委員齊藤嘉一委員の案件を先に審議しますので、齊藤委員、退室をお願いします。</p>
議長	<p>〔齊藤委員退室〕</p>
伊藤主査	<p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。 3029番、西海地区、川島地内の1筆2,407㎡については、所有権移転贈与です。地図No.1をご覧ください。申請地は農道稲坂6号線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住していて、申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいというものです。今現在、譲受人が耕作していた場所を譲り受けるものです。</p>

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔齊藤委員入室〕
議長 伊藤主査	その他の案件について、事務局の説明を求めます。 残りの案件について説明いたします。 3030 番能生谷地区、溝尾地内の2筆4,261㎡については、所有権移 転贈与です。地図No. 2をご覧ください。申請地は農道南部支線14号 線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住していて申請地の管理ができ ないため、譲受人に譲り渡したいというものです。 3031 番能生谷地区、柱道地内の1筆741㎡については、所有権移転 贈与です。地図No. 3をご覧ください。申請地は市道小出山出生寺線 沿いの場所です。譲渡人は県外に居住していて申請地の管理ができな いため、譲受人に譲り渡したいというものです。以上で、説明を終わ ります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異義なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について> 議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求 めます。
伊藤主査	説明いたします。議案の10頁をご覧ください。 5037 番大和川地区、田伏地内の1筆250㎡については、宅地の拡張 です。地図No. 4をご覧ください。申請地は市道由平線のそばにあり ます。譲受人は隣接地及び既存建物とともに申請を譲り受け、別荘の 庭地として利用したいというものです。庭地250㎡、所有権移転売買 です。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。

議長	〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。
議長	〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議第3号 農用地利用集積計画案について> 議第3号 農用地利用集積計画案について、73件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当する案件が3名の委員でございます。恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退室をお願いします。
議長 林主査	〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。 12ページ424番上早川地区、大平地内の4筆5,564㎡について更新となります。 425番上早川地区、大平地内の1筆1,635㎡について更新となります。
議長	つづきまして13ページ429番上早川地区、中川原新田地内の3筆5,397㎡について更新となります。以上で、説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	〔恩田委員入室〕 次に荻野委員の案件を審議します。荻野委員、退席をお願いします。
議長 林主査	〔荻野委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。
議長	17ページ444番大野地区、大野地内の2筆1,156㎡について更新となります。以上で、説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は

議長	<p>原案のとおり承認することに決しました。 〔荻野委員入室〕 次に推進委員池亀委員の案件を審議します。池亀委員、退席をお願いします。</p>
議長 林主査	<p>〔池亀委員退室〕 事務局の説明を求めます。 20 ページ 459 番磯部地区、徳合地内の 3 筆 2,035 m²について更新となります。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔池亀委員入室〕</p>
議長 林主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。 残りの案件について説明いたします。 先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いため、別紙参考資料をご覧ください。419 番から 491 番までとなります。 規模拡大 38 件 100 筆 110, 116. 68 m²、更新 27 件 81 筆 65, 884. 65 m²、農地中間管理事業は、8 件 4 筆 7, 940 m²合計 73 件 185 筆 183, 941. 33 m²です。農地中間管理事業につきましては、484 番から 487 番までの 4 件が、地権者が公社に貸付する契約となります。488 番から 491 番までの 4 件が、先ほどと同じ農地ですが耕作者と公社との契約となります。以上で説明を終わります。</p>
議長 片山委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 ほ場の管理に問題がありそうな耕作者が規模拡大となっているが大丈夫なのか。</p>
伊藤主査	<p>農業委員会にも地主さんから情報をいただいております、そのたびに耕作者とも話をさせていただいております。今回も地主さんが耕作してくれる方を探しており、お互いに合意したうえで耕作を依頼しており、耕作者本人もできるということですので、一応大丈夫かと考えております。ただ、耕作・管理の仕方について、どこまでやるかというのは場所によるかと思いますが、手がまわらなくなっているとい</p>

片山委員	<p>うことは認識しております。今回は地主との合意がなされているため、申請を受けた次第です。</p> <p>本人が耕作すると言ってくれるのはありがたいことだが、規模拡大をして管理が悪くなっているのではないか。もう少し規模を縮小したほうが収益性はよくなるのではないかと思う。そこまで口を出すことではないが、心配である。</p>
伊藤主査	<p>地主さんから誰か耕作していただけないかという問合せのなかで、やっていただけるといふ部分でやっていただくという形ですが、地主さんの方で困った場合は解約をさせていただいております。今回につきまして、規模拡大ということですが、やめるところもあり、本人もある程度自分のできる範囲でやるということなので、農地を守るという点でやっていただければと考えております。</p>
片山委員	<p>今後、地域計画を作っていくなかで耕作者が効率よく耕作できるように積極的に支援をする取組が必要だと思う。</p>
伊藤主査	<p>この方に関しては、継続性の部分について地元の方とも心配しているところでは。</p>
松木委員	<p>西海地区では、中山間地の営農組織設立に向けての勉強会を行っている。すぐにうまくいくかはわかりませんが、地域で話し合いを続けている。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用集積等促進計画案について></p> <p>議第4号 農用地利用集積等促進計画案について、2件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものがあります。加藤委員の案件を先に審議しますので、加藤委員、退室をお願いします。</p> <p>〔加藤委員退室〕</p>
議長 林主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の28ページをご覧ください。</p>

議長	<p>11 番根知地区、東中地内の2筆 1,251 m²について、耕作者の変更を行うものです。以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔加藤委員入室〕</p>
議長 林主査	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>10 番下早川地区、堀切地内の仮地番1筆 1,364 m²について、耕作者の変更を行うものです。以上で説明を終わります。</p>
議長 渡辺委員 林主査	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>仮地番の案件は東海のほ場の関係でしょうか。</p> <p>東海のほ場の案件となります。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第4＝その他</p> <p>1 次回農業委員会の日程について</p> <p>・ 2月29日木曜日 9時30分～ 糸魚川市役所201・202会議室</p> <p>2 その他</p> <p>他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>